

豊能町社会教育関係団体等登録要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第3条の趣旨に基づき、社会教育関係団体等の登録を行なうことにより、町内社会教育関係団体等の円滑な活動を支援するとともに、地域に開かれた学習活動等を促進し、社会教育の振興並びに生涯学習の推進を図ることを目的とする。

(団体)

第2条 この要綱により対象とする団体は、社会教育法第10条に規定する「社会教育関係団体」とする。

(団体の区分と登録要件)

第3条 この要綱による団体の区分と登録に必要な要件は次のとおりである。

区 分
A 一般団体
B 青少年団体
C 青少年育成団体
D ボランティア団体
E 学校開放施設利用団体

- (1) 社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とする団体であること。
- (2) 公の支配に属さない団体であること。
- (3) 公の秩序、又は善良な風俗を乱すような行為を行わない団体であること。
- (4) 営利を目的とした事業を行ったり、特定の営利事業にその名称を利用させ営利事業を援助しない団体であること。
- (5) 特定の政党の利害に関する事業を行ったり、公私の選挙に関し、特定の候補者の支持を行わない団体であること。また、団体の代表者が公職選挙法第3条に規定する公職に就いていないこと、公職の候補者になっていないこと及び特定候補者の推薦人などで団体名称や代表者等肩書きを使用していないこと。
- (6) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派、教団を支持しない団体であること。
- (7) 施設の利用に際し、各施設の管理規則等に従う団体であること。
- (8) その他教育委員会が団体として不相当と認める行為をしない団体であること。
- (9) 規約等を有すること。
- (10) 団体の意思を表明する代表者が定められ、組織、機構が確立していること。
- (11) 経理を明確にして運営されていること。
- (12) 団体の連絡先が明確であること。
- (13) 町内在住・在勤者を主たる構成員としていること。
- (14) 活動に起因する対価により収益を得ることを目的とした構成員が含まれないこと。
- (15) 主な活動費に構成員からの会費等を充てていること。
- (16) 活動の対象が主として町内在住・在勤者としているもの、もしくはその活動内容が

地域の発展に寄与するものであること。

- (17) 開かれた団体で、他団体との交流や活動の公開、発表及び社会貢献事業を積極的に行い、または参加すること。
 - (18) B 青少年団体は、青少年（幼児から満 30 歳までの者をいう。以下「青少年」という。）が団体の構成員の中心で、その構成比率は 3 分の 2 以上であること。
 - (19) 前号の構成員の中心が、幼児、小学生又は中学生である場合は、成人の適切な指導者が存在すること。
 - (20) C 青少年育成団体は、青少年の育成が主たる目的であり、その趣旨が規約等で明確に定められている団体であること。
 - (21) D ボランティア団体は、ボランティアに関する事業を行うことを主たる目的とし、その趣旨が規約等で明確に定められていること。
 - (22) E 学校開放施設利用団体は、豊能町立学校体育施設開放事業に関する規則（昭和 51 年教育委員会規則第 2 号）により、学校開放施設の利用を行う団体であること。
- 2 前項に定めるもののほか社会情勢等により変化が生じた場合は、必要に応じ教育委員会が別にこれを定める。

（団体の育成）

第 4 条 教育委員会は、登録社会教育団体等に対して次の助成と指導を行う。

- (1) 団体の運営に関して、必要に応じて指導・助言を行う。
- (2) 団体からの要請に対して、可能な限り講師等の紹介を行う。
- (3) B 青少年団体、C 青少年育成団体、D ボランティア団体については、公民館、ふれあい広場、スポーツ広場（以下「施設」という。）の使用に際し、別に定めるとおり使用料を減免することができる。減免を受ける団体は、使用申請時に登録書を提示しなければならない。
- (4) 学校開放施設利用団体については、本登録をもって豊能町立学校体育施設開放事業に関する規則（昭和 51 年教育委員会規則第 2 号）第 6 条で規定する団体の要件を満たすものとする。

（申請の手続きと登録）

第 5 条 申請の手続きと登録は次により行なう。

- (1) 申請団体は、登録申込書に会員名簿、団体規約、総会資料またはこれに代わる資料を添え、教育委員会へ申請することとする。
- (2) 登録は、教育委員会が審査し登録する。登録に際し社会教育委員会の意見を聞くことができる。
- (3) 申請団体には、審査の結果を登録書またはそれに代わるもので通知する。

（登録期間）

第 6 条

- (1) 登録期間は、学校開放施設利用団体を除き毎年 5 月 1 日に始まり翌年 4 月 30 日に終わる。学校開放施設の利用団体の登録期間は、毎年 6 月 1 日に始まり翌年 5 月 31

日に終わる。

(2) 教育委員会は、特別の事由があるときは、前号の各登録期間を変更することができる。

(施設の使用)

第7条

(1) 施設の使用は、各使用施設の規則を厳守するものとし、登録団体は使用にあたっては、他の使用者の模範とならなければならない。また、教育委員会や公民館事業、その他公的な機関の使用を優先する場合がある。

(2) 施設の使用にあたって、公の秩序、又は善良な風俗を乱すような行為をしてはならない。

(社会教育関係団体等代表者研修会及び登録事務説明会)

第8条

(1) 研修会は、団体の資質の向上を目的に行う。

(2) 事務説明会は、次年度の登録申し込み手続きに関する説明を行う。

(登録の停止または取消し)

第9条

教育委員会は、登録団体が第3条規定の登録要件を欠いた場合及び第7条に反する施設使用行為があった場合、当該団体の登録を一定の間停止または取消することができる。

第10条

この要綱に定めるものの他必要な事項については、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成17年2月23日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成21年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和8年2月24日から施行する。